

美里町人事行政の運営等の状況（平成26年度）

美里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、美里町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成26年度新規採用の状況

一般行政職		5人
	事務職	4人
	技術職	1人
医療職	技術職	2人
合計		7人

(2) 平成26年度退職者の状況（平成27年3月31日）

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	3人	2人						5人
技術職	1人	1人	1人					3人
技能労務職	1人							1人
合計	5人	3人	1人					9人

(3) 部門別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		職 員 数 (人)			
		平成25	平成26	平成27	対前年増減数(人)
福祉関係を除く 一般行政職	議 会	3人	3人	3人	
	総 務	56人	54人	52人	2人
	税 務	14人	14人	15人	1人
	労 働				
	農林水産	11人	11人	13人	2人
	商 工	3人	3人	2人	1人
	土 木	8人	9人	7人	2人
	小 計	95人	94人	92人	2人
福祉関係	民 生	38人	37人	38人	1人
	衛 生	13人	13人	12人	1人
	小 計	51人	50人	50人	
一 般 行 政 計		146人	144人	142人	2人
特別行政	教 育	61人	60人	58人	2人
	警 察				
	消 防				
	小 計	61人	60人	58人	2人
公営企業等	病 院	36人	34人	35人	1人
	水 道	6人	6人	6人	
	下 水 道	4人	3人	5人	2人
	そ の 他	14人	14人	15人	1人
	小 計	60人	57人	61人	4人
合 計		267人	261人	261人	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成26年度一般会計決算)

住民基本台帳 人口(年度末)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 1年前の人件費率
25,152人	10,212,362千円	121,927千円	1,915,662千円	18.76%	17.02%

(2) 職員給与費の状況(平成27年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
209人	784,616千円	127,042千円	289,457千円	1,201,115千円	5,747千円

給与費は当初予算に計上された正規職員の額です。また、職員手当には退職手当負担金及び児童手当は含まれません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
美里町	328,984円	385,808円	45.3歳	293,089円	307,210円	49.8歳
宮城県	323,015円	402,407円	42.3歳	328,544円	371,143円	51.8歳

平均給与月額は給料月額に扶養手当、地域手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えた平均額です。

(4) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	高校卒	大学卒
美里町	142,100円	174,200円
宮城県	146,500円	180,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	242,200円	289,800円	333,400円
	高校卒	216,300円	242,200円	289,800円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・係長	課長補佐及び主幹	課長 参事	課長	
職員数	7人	8人	49人	40人	15人	4人	123人
構成比	5.7%	6.5%	39.8%	32.5%	12.2%	3.3%	100%
参考 1年前の構成比	5.6%	6.3%	41.3%	34.1%	7.9%	4.8%	100%

1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(平成27年4月1日現在)

区分	支給内容	国
期末手当	6月期 期末手当 1.225月分	同じ
勤勉手当	12月期 勤勉手当 0.75月分	
	合計 2.60月分	

区分	支給対象地域	仙台市
地域手当	支給率	6%
	支給対象職員数	4人
	国の制度(支給率)	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成26年度)	173千円

特殊勤務手当	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成26年度一般会計決算)	0千円
	手当の種類	夜間看護手当、防疫作業手当、行旅死亡人取扱手当、待機手当、医療業務手当 計5種類

時間外勤務手当	支給総額(平成26年度一般会計決算)	59,230千円
	職員1人当たり平均支給額(年額)	309千円

区分	支給内容	国
退職手当	支給率 自己都合 定年・勸奨	同じ
	勤続20年 20.445月分 25.55625月分	
	勤続25年 29.145月分 34.5825月分	
	勤続35年 41.325月分 49.59月分	
	最高限度額 49.59月分 49.59月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特別加算(2%~20%加算)	

区分	支給内容
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円)
住居手当	借家・借間に居住している職員 a) 月額 12,000円を超え 23,000円以下の家賃の場合 家賃 - 12,000円 b) 月額 23,000円を超える家賃の場合 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円で 27,000円を限度

通勤手当	1. 交通機関などの利用者 運賃等相当額を支給単位期間(定期券は通常6ヶ月)の月数で除して得た額。 ただし、55,000円を限度 2. 交通用具の使用者 自動車の場合 使用距離(片道2km以上)により、2,000円~31,600円
------	---

(8) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	776,700円	
	副町長	576,000円	
	教育長	473,400円	
報 酬	議長	325,000円	
	副議長	247,000円	
	議員	230,000円	
期 末 手 当	町長	6月期	1.475月
	副町長	12月期	1.625月
	教育長	合 計	3.10月
期 末 手 当	議長	6月期	1.475月
	副議長	12月期	1.625月
	議員	合 計	3.10月

町長・副町長及び教育長の給料については、10%の減額措置後の額です。

(9) 給与等の減額措置(平成27年4月1日現在)

区 分		削減率
特別職	町長・副町長・教育長	給料10%

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成27年4月1日)

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで	土曜日 日曜日

近代文学館、南郷図書館は、土・日開館、保育所及び幼稚園では預かり保育実施のため、上表とは異なる勤務形態をとっています。

(2) 年次有給休暇の状況(平成25年1月1日から平成25年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
日 5,570	日 1,623.8	人 144	日 11.3	% 29.2

(3) 休暇等の種類(平成27年4月1日)

区分	内容		備考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。		
病欠休暇	負傷は又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間		疾病の区分に応じた期間は有給
特別休暇(主なもの)	産前・産後休暇	出産予定日の8週間前から出産の日まで及び出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる場合、職員が必要と認められるとき。1日1時間以内。	有給
	結婚休暇	職員が結婚するとき。7日以内	有給
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合。 ・ 配偶者 10日以内 ・ 血族父母 7日以内 ・ 血族祖父母 3日以内 ・ 血族兄弟姉妹 3日以内	有給
	夏季休暇	夏季における家庭生活の充実のための休暇 4日以内	有給
	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
	公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、親族を介護しなければならないとき。6月の期間内において必要と認められる期間。		無給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成26年度)

処分の種類	処分者数		内容
分限処分	3人		分限処分とは、公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な的確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、地方公務員法等又は条例、規則、規定に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合等の際に、職員に対し行われる処分です。
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

5 職員のサービスの状況（平成26年度）

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課されています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 （地公法第32条）	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 （地公法第33条）	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 （地公法第34条）	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 （地公法第35条）	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 （地公法第36条）	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 （地公法第37条）	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 （地公法第38条）	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成26年度）

（1）研修の状況（平成26年度実施状況）

【派遣研修】

研 修 名	期 間	人 数	研 修 先	備 考
新規採用職員研修	4日間	5人	宮城県市町村職員研修所	
一般職員研修	4日間	2人	宮城県市町村職員研修所	
一般職員研修	4日間	1人	宮城県市町村職員研修所	
監督者研修（係長昇任5年程度）	3日間	3人	宮城県市町村職員研修所	
管理者研修（課長補佐職）	3日間	4人	宮城県市町村職員研修所	
管理者研修（新任課長職）	2日間	4人	宮城県市町村職員研修所	
管理者研修（現任課長職）	2日間	3人	宮城県市町村職員研修所	
研修担当者研修	1日間	2人	宮城県市町村職員研修所	
民法入門講座	2日間	2人	宮城県市町村職員研修所	
条例・規則作成研修【中級編】	2日間	1人	宮城県市町村職員研修所	
市町村等職員給与制度等研修会	1日間	1人	宮城県市町村職員研修所	
使用料等の滞納債権の回収強化研修	5日間	1人	全国市町村職員中央研修所	
コンプライアンスと公務員倫理	4日間	1人	全国市町村国際文化研修所	

【庁内研修】

研修名	期間	人数	研修担当	備考
ハードクレーム研修	3日間	138人	総務課 人事給与係	委託研修
コンプライアンス研修	2日間	171人	総務課 人事給与係	委託研修
新規採用職員研修	1日間	5人	総務課 人事給与係	庁内講師
契約実務研修	1日間	23人	総務課 入札契約係	庁内講師
債権管理研修(全体研修)	5日間	117人	徴収対策課	庁内講師
私債権管理研修	1日間	12人	徴収対策課	庁内講師
会計実務研修	1日間	32人	会計課	庁内講師
法制執務研修	1日間	21人	総務課 文書法令係	庁内講師
職員安全運転研修	2日間	311人	防災管財課 交通係	庁内講師
自治体法務検定団体受検	1日間	24人	総務課 人事給与係	-

(2) 勤務成績の評定の概要(平成26年度)

人事考課は行っていない。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成26年度)

(1) 職員の福利厚生の状況

本町では、職員のための福利厚生事業を行っております。

健康診断の実施 受診者数 236人
 人間ドック受診料助成 85件
 脳検診(脳ドック)受診料助成 29件
 各種がん検診受診料助成 7件
 メンタルヘルス研修の実施 2回 26人
 労働安全衛生委員会の開催 2回
 生涯生活設計のライフプランセミナーへの参加
 職員のためのこころの相談室の開設

(2) 公務災害認定の状況

職員が公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されることになっています。

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	3件	公務中2件、通勤途中1件

(3) 職員の利益の保護

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に対し、適切な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。公平委員会は、地方公務員法7条第3項の規定により設置が義務づけられており、本町はその事務を宮城県人事委員会に委託しています。

【平成26年度】

職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置 0件
 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定等 0件
 職員の苦情相談 0件